

許可等申請手続きについて

許可等申請書は指定様式により、建築指導課に提出して下さい。(2部)

1. 許可等申請書には次の図面等及び事前協議時に指示のあった図書等を添付して下さい。

◆羽曳野市建築基準法施行細則第12条の2第3項に規定する図書又は図面

| 図面等の種類 | 明 示 す べ き 事 項 | チェック欄 |
|--------------------------|---|-------|
| ① 付近見取図 | ・方位、道路及び目標となる地物 ・敷地の位置 申請地を「赤色」、申請地周辺の法第42条道路を「茶色」で着色、建築物の敷地が接する通路等が上記道路に至るまでの経路を着色 凡例) 私有の道「緑色」、里道水路敷を含む道「青色」、公共の管理する道・空地等「黄色」 | |
| ② 現況図 | ・縮尺及び方位 ・敷地境界線(「赤色」表示) ・敷地内における建築物の位置及び用途 ・敷地周囲の通路及び空地の配置 ・隣地にある建築物の位置及び用途 ・擁壁、門又は塀の位置及び高さ ・通路後退整備が必要な場合は後退整備後の図(後退整備写真撮影位置) | |
| ③ 配置図 | ・縮尺及び方位 ・敷地境界線(「赤色」表示)、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別 ・土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ ・敷地に接する道路の位置、幅員及び種類 ・前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅 ・地盤面の異なる区域の境界線 ・用途地域の境界線 ・建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離 | |
| ④ 平均地盤面算定表 | ・建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式 | |
| ⑤ 敷地面積求積図 | ・敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式 | |
| ⑥ 建築面積求積図 | ・建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| ⑦ 床面積求積図 | ・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 | |
| ⑧ 各階平面図 | ・縮尺及び方位 ・間取、各室の用途及び床面積 ・工場にあっては作業場、機械設備等の位置 ・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法 | |
| ⑨ 2面以上の立面図 | ・縮尺 ・開口部の位置 ・外壁及び軒裏の構造、仕上げの材料 | |
| ⑩ 2面以上の断面図 | ・縮尺 ・地盤面 ・各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ ・土地の高低 ・用途地域の境界線 ・平均地盤面 ・地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ ・隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面 | |
| ⑪ 日影図 (日影規制を受けるものに限り) | ・縮尺及び方位 ・敷地境界線 ・法第56条の2第1項に規定する対象区域の境界線 ・法別表第4(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線 ・日影時間の異なる区域の境界線 ・敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 ・敷地内における建築物の位置 ・平均地盤面からの建築物の各部分の高さ ・建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離 ・法第56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下「測定線」という。) ・建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 ・建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 ・建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線 ・土地の高低差、敷地周囲の通路及び空地の配置並びに隣地の土地利用 | |
| ⑫ 日影形状算定表 | ・平均地盤面から建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式 | |
| ⑬ 事前協議書 | ・正本に原本、副本にその写し | |
| ⑭ その他添付書面等 | ・許可等を受けようとする建築物(以下「予定建築物」という。)の敷地の地籍図又は地籍測量図の写し(転写した年月日、氏名記載) ・予定建築物の敷地の登記事項証明書(3ヶ月以内のもので原本) ・当該通路等を利用して建築物を建築することに関する契約、協定その他の文書がある場合はその写し ・通路後退整備が必要な場合は施工後の写真(後退整備写真撮影位置) ・建築基準法第43条第2項第1号の認定による承諾書がある場合は正本に原本、副本にその写し | |
| ⑮ 委任状 | ・押印要 | |

◆市長が必要と認める場合においては、上表に規定する図書又は書面のほか、参考となる図書又は書面を求めることがあります。

2. 建築審査会用の資料は別に定めている図面作成方法に従ってまず1部提出し、その後、担当者の指示に従い15部作成してください。(なお、一括同意基準に該当するものは審査会用資料は不要です。)